

(PDF版・5の2のケ)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」 「二 教義学の方法」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」 (209-267 頁)

「二 教義学の方法」

「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身がその言葉自身の出来事の自己運動を持っているイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**そこでの認識の基礎づけのためには**、〔区別を包括した〈単一性〉における、「**四つのロキ**〔**四つの主題、四つの点**、すなわちその「三位相互内在性」における「**失われない単一性**」・神性・永遠性を内在的本質とする「**一神**」・「**一人の同一なる神**」・「**三位一体の神**」に関わる**神論**、その「外に向かつて」の外在的な「**失われない差異性**」の中での起源的な第一の存在の仕方（イエスキリストの父）に関わる**創造論**、その「外に向かつて」の外在的な「**失われない差異性**」の中での第二の存在の仕方（子としてのイエス・キリスト自身）に関わる**和解論**、その「外に向かつて」の外在的な「**失われない差異性**」の中での第二の存在の仕方（神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊）に関わる**救済論**〕のいずれにおいても、ほかならぬ〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕**神の言葉自身が気を配る……**」、また「**同様に、神の言葉自身が、それら四つの点から引かれるべき〈無限〉の彼方を指し示し、……まさにただ無限の彼方を〈指し示す〉だけである線相互の関連性のためにも、気を配る……**」。「第二の問題」である「**神の本質を問う問い**」（「**神の本質の問題**」）を包括した「**第一の問題**」である「**神の存在を問う問い**」（「**神の存在の問題**」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**中心**」——すなわち「**それらの起源的な交叉点としての**」「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「**概念の实在**」（「啓示の〈しるし〉」）としての**第二の形態の神の言葉である聖書**（すなわち、「**まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である**」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「**イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」）の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「**神の言葉自身の中で、言うまでもなく、それらの線は一つ〔単一〕である**」。このような訳で、「人は、〔区別を包括した単一性にお

ける四つの] ロキ (主題)、神ニツイテ、創造ニツイテ、和解ニツイテ、救済ニツイテのあの相違性と独立性を、人間的な思惟と語りの必然的な不完全さであると見て取る」ということ、「あるいは欺く」ということ、「あるいは弁解しようとすることをしてはならない……」。したがって、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身がその言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能 (教会的な補助的奉仕) としての教会教義学 (福音主義的な教義学) は、その「事柄そのものを通して、ただそれだけが可能な許された唯一の方法であるとして指示されている方法」を、その「事柄そのものの中にある起源の力によって、人間的な弱さにも拘らず、また人間的な弱さと取り組んでの戦いの中で、〈正しい〉また〈良い〉方法であるとして評価しなければならないであろう」。

人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された恣意的独断的な人間的
自然 (観念的生産物) としての根本的見方に基づいた様々な教義学の体系に対して、
前段で述べたような「**教義学の体系的な無前提性というわれわれの自身の前提からし
てなされ得るであろう** [包括的に言えば、自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す
「対立する側」からなされ得る] **異論**」——すなわち、第二の形態の神の言葉である
聖書の中で証されているところの起源的な第一の形態の「**神の言葉の内容が、いわゆる
四つの主題** [四つのロキ、四つの点] へと展開されて行く展開の背後には結局一つの
[体系的な] **基本的見方**、……**換言すれば神の啓示としての神の言葉についてのわれ
われの教説の先端に置いたところの神の単一性と三位性についての教義** [自己自身
である神 (ご自身の中での神) としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に
自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠
性を内在本質とする「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「神の〈内〉三位一体
的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の
神」の、われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない
差異性」の中での三つの存在の仕方 (性質・働き・業・行為・行動・活動、起源的な
第二の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、
第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の起源的
な第一の形態の言葉・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わり
としての聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体)] **が立っ
ているのではないか**ということが問われ得るであろう」。しかし、われわれは、**イエス・キ
リストにおける神の自己啓示からして** [「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼
自身の神学をトータルに把握するためのキーワード (その1) <イエス・キリストに
おける神の自己啓示> および <その自己証明能力の総体的構造> ならびに <まことの

イスラエル、民、イエス・キリストの教会>」を参照されたし]、「既に『教会教義学
神の言葉 I / 2 神の啓示<上>三位一体の神』の〕十一十二節において、その啓示の
中での神を〔すなわち、その区別を包括した単一性において、神論に関わる、「三位相
互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一
神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」であるキリストにあつての神としての神
を〕、〔創造論に関わる、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中
での起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父である〕**創造主**、〔和解論
に関わる、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での第二の存
在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身である〕**和解主**、〔救済論に関わる、
その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での第三の存在の仕方
である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊である〕**救済主として理解しなけれ
ばならないと考えた**。「それは、〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の
行為の出来事全体としての〕**神の業と行為のその三重の区別の根拠として、神は**〔す
なわち、その区別を包括した単一性において、神論に関わる、「三位相互内在性」にお
ける「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一な
る神」・「三位一体の神」であるキリストにあつての神としての神は〕、〔自己自身であ
る神〕**ご自身の中で、永遠から永遠にわたって**〔自己還帰する対自的であつて対他的
な完全に自由な、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を
内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起
源」としての〕**父**、〔その父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根
源」・「起源」とする〕**子**、〔神的愛に基づく父と子の交わりとしての、その父と子を
「根源」・「起源」とする〕**聖霊であり給うということ**を認識して行くためであった」。
「まさに、われわれは、主題〔四つの主題・四つのロキ〕を、〔第三の形態の神の言葉
である教会の宣教の客観的な信仰告白・教義Credoとしての〕三位一体の教義から引き
出したのではなく、……〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「第二の
問題」である「神の本質を問う問い」(神の本質の問題)を包括した「第一の問題」
である「神の存在を問う問い」(神の存在の問題)である〕**その啓示**〔第二の形態の神の
言葉である聖書の中で証されている、起源的な第一の形態の神の言葉としての「啓示
ないし和解の實在」〕**中での神の業と行為**〔神の存在としての神の自由な愛の行為の
出来事〕**からして引き出したのである**」、ちょうど「存在するものそのもの、その純然
たる造られた存在」に依拠して、すなわちその「存在の類比」に依拠して「造ラレタ
モノヲトオシテ、知解サレタ創造主ヲ認識シテ、私タチハ三位一体ナル神ヲ知解スル
ヨウニシナケレバナラナイ、ソノ跡ハフサワシイカタチデ被造物ノウチニ顕レテイル
ノデアル」という包括的に言えば自然神学の段階にあるアウグスティヌスの思惟と語
りに対して、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている、キリストにあつ
ての啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」(啓示の類比・信仰の類比・関係の類比)に

依拠したバルトは、「そのような三位一体の跡は、世界に対して超越する創造神の跡として理解することはできない。それは、ただ単なる〔人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての〕人間の人間自身の自己認識、すなわち人間自身の内在的に理解された宇宙の諸規定、人間的な現実存在の諸規定、単なる宇宙論や人間論でしかない」と思惟し語ったように、また「そのような三位一体論は、〔人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての〕人間自身に基づく人間の世界理解の、最終的には人間の自己理解、神話でしかない〔意味世界、物語世界、神話世界〕」というように、客観的な正当性と妥当性をもって思惟し語ったように。

もっと言えば、フォイエルバッハやマルクスやハイデッガーが客観的な正当性と妥当性をもって根本的包括的に原理的に揶揄し批判しているように、自然神学の段階で停滞する「人間学の後追い知識」としてのブルトマンの「非神話化」された世界も、モルトマンの「神学的な三段階的進歩史観」における世界も、ブルトマンやモルトマンの意味世界、物語世界、神話世界の位相にあるものでしかないのである。したがって、そのようなモルトマンに評価されることを自慢できることや榮譽のように語っていたWEB上のある牧師の思惟と語りは、全くの誤解や誤謬や曲解のただ中にあるそれではないものである。したがってまた、そのようなブルトマンに評価されたからと言って、自慢されることでも自慢することでもないのである。したがってまた、その最初から民族国家を前提とした、また西側（善、平和、正義、人道）——東側（悪、非平和、非正義、非人道）という枠組み・図式を前提としたところの、また先ず以てある観念の共同性を本質とする国家形態における現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活を守ることを、その民衆が築き上げ蓄積してきた国富を守ることを、最も重要な第一義的な課題として思惟し語り行動しないところ、すべての西側寄りの知識や情報、すべての東側寄りの知識や情報、民族国家としてのアメリカ（政府、支配指導層）や西欧諸国（政府、支配指導層）やロシア（政府、支配指導層）や中国（政府、支配指導層）等の知識や情報、またそのような政治家たちや学者たちや評論家たちや諸メディア等の知識や情報を、「そのまま鵜呑みにしたり模倣したりしない方がよいのである」。したがってまた、そのようなその一面だけを拡大鏡にかけて全体化して思惟し語って来る知識や情報に対して、また「初の核軍縮と冷戦終結に導いた」ソ連のゴルバチョフとアメリカのレーガンの築いた道筋を逸脱し・逸脱して行く、またアメリカのクリントン政権が「『お互いに敵とみなさない』との東西和解の合意」を一方向的に破棄し、一方向的に「NATO<拡大>に舵をきった」ということは棚上げにしたまま、またアメリカのブッシュ政権が行ったイラク戦争におけるイラク一般民衆生

活圏への劣化ウラン弾の投下等という戦争犯罪的で非人道的なことについても棚上げにしたままなされているところの、永続的な戦争廃絶（平和獲得）とは明らかに完全に逆行するアメリカ一国主義、覇権主義、イギリス、NATOの＜東方拡大＞に対しては、それからその欧米の＜東方拡大＞路線に煽られて、本当はそのような煽りに乗らずに一步引いて、自由、直接民主制、武装永世中立というスイスのような緩衝国的な国家形態を宣言すれば現状のような泥沼化した悲惨な惨状をもたらしてしまう戦争を回避できたにも拘らず、そうしないで逆にロシアとの戦争に向かうことを選んだウクライナ政府（ゼレンスキー政権）に対しては、それからまたそのような誤解や誤謬や曲解に「普遍性や組織性の後光をかぶせて語ろうとするもの」に対しては、それが西方の自由主義国家のそれであれ、「無条件に『然り』と言ってはならないのである」、常に、それらから対象的になって距離をとっていなければならないし、それらを監視していなければならないのである。様々な知識や情報が飛び交っている情報化社会においては、われわれは、例えばカール・バルトやミシェル・フーコーや吉本隆明や出来得る限り偏りなく書かれた公平さのある「ゴルバチョフは語る 西の『約束』はあったのか NATO東方＜不拡大＞」（朝日新聞デジタル、編集委員・副島英樹、2022年3月12日）」のような記事を通して、特に人文科学系に関わるその知識や情報が客観的に＜本当か嘘か＞ということ、また客観的なく正当性と妥当性があるか・ないか＞ということ、常に、見極めなければならないのである。

もっと言えば、西欧の危機（人類史的・世界史的過程において世界普遍性を獲得した西欧的段階の危機、欧米の危機）の中で、ウクライナに対する人道支援と軍事支援を表明しつつ＜東方拡大＞を目指す欧米諸国、すなわち一国主義、覇権主義を堅持したいアメリカ、西欧の宗主国でありたいイギリス、EU、NATOの煽りに乗って、観念の共同性を本質とするウクライナ国家（具体的には、政府、ゼレンスキー政権）は、先ず以ては現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民のその生と生活を守ろうとするのではなく、またそのウクライナ民衆が築き上げ蓄積してきた家、学校、病院、橋、耕作地、鉄道、工場等の国富を守ろうとするのではなく、先ず以て観念の共同性を本質とするウクライナ国家（具体的には、政府、ゼレンスキー政権）を守ろうとしたために、ウクライナの独立を守り戦争の回避ができたところの、自由、直接民主制、武装永世中立というスイスのような緩衝国的な国家形態を国際社会に向かって宣言する方途ではなく、NATOの＜東方拡大＞とウクライナのNATO 加盟を警戒し加盟しないように警告していたウクライナと国境を接するロシアに対して、加盟問題の決定権は主権国家ウクライナの自由に属するとしてわざわざロシアとの戦争へと向かう道を選んだ結果が、まさに現状の泥沼化した悲惨な惨状である。その中で、われわれが認識し自覚しなければならない重要な点は、別に観念の共同性を本質とするウクライナ国家（具体的には、政府、ゼレンスキー政権）が困窮状態にあり大変だという点にあるのではなく、そのウ

クライナ国家（具体的には、政府、ゼレンスキー政権）における現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活が困窮しており大変であるという点にあるのである、ウクライナ民衆が築き上げ蓄積してきた国富が喪失しており大変であるという点にあるのである。言い換えれば、前者の問題と後者の問題は、決して混同したり・混同されたりしてはならない問題としてあるのである。しかし、特に欧米のメディアやそこに登場する様々な学者や評論家の知識や情報は、前者の問題と後者の問題を混同したり・混同されたりして、それ故に曖昧化したり・曖昧化させたりしたそれなのである。そして、そのように前者の問題と後者の問題を混同したり・混同されたりした、それ故に曖昧化したり・曖昧化させたりした知識や情報を、「そのまま鵜呑みにしたり模倣したりする」と判断を確実に間違えるのである。したがって、われわれは、ウクライナへの支援という場合には、先ず以ては、観念の共同性を本質とするウクライナな国家（具体的には、ウクライナ政府、ゼレンスキー政権）を守る支援にあるのではなく、あくまでもそのウクライナの現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活を守るための支援であるということに対して認識し自覚していなければならないのである。したがって、民族国家ウクライナの過渡的問題としては、本当は、特に欧米諸国は、先ず以ては、早期の戦争終結のために、ロシアも納得し得るウクライナ国家に対する、自由、直接民主制、武装永世中立のスイスのような緩衝国的な国家形態の提言にあるのである。しかし、＜東方拡大＞を目指す欧米諸国は、人道支援だけでなく、先ず以ては率先して戦争を煽るような軍事支援を行っているのである。したがって、早期の戦争終結のために、ウクライナな国家（具体的には、ウクライナ政府、ゼレンスキー政権）自体が、欧米の＜東方拡大＞路線に乗ることなく、一日も早く、自由、直接民主制、武装永世中立のスイスのような緩衝国的な国家形態の宣言を決断する以外にはないのである。もう一点、われわれが勘違いし易いことは、アメリカや西欧を代表とする自由主義国家は、意味としての向こう側の観念の共同性を本質とする国家だけが自由主義国家として自由であるだけで、それを疎外し、外化し、表現した価値としてのこちら側のわれわれ主体は、恣意的にだけ自由であり得るという点にある。何故ならば、この自由主義国家の日本においても、次のような身近な事例があったし・ありし・あり得るからである——すなわち、自分の農地を守ろうとする外部ではない**当該三里塚農民**が、また反米軍基地のために自分の土地を守ろうとする外部ではない**当該沖縄住民**が、補償金の支給を得るよりも純粋に自分の土地を守りたいとして、自分の土地を守るために、公権力による強制的な土地収用に対して、それ以外の方法なき表現の自由としての反権力のデモを行い、反権力のデモで公権力と衝突した場合、公序良俗を理由として、**当該三里塚農民**や**当該沖縄住民**が、公務執行妨害等の罪で逮捕されたからである。そして、強制的に自分の土地が収用されて行くのである。したがっ

て、この問題においては、補償があるからよいという問題ではないのである。このように、自由主義国家内部においても、最終的には、公権力に対して泣き寝入りする以外にはないという事態が起こったし・起こるし・起こり得るのである。このような事例は多くある。したがって、この認識と自覚は重要なのである。

二段目で述べたように、「確かに、……〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神としての〕神は、人間との関係において〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方において〕、創造主、和解主、救済主であり給うということが、〔第三の形態の神の言葉である〕教会によって定式的に表現され、〔その一つの補助的機能としての〕教義学によって模写しつつ記述され、教会の宣教の中で尊重されるべき三位一体性についての教義の内容ではなく、自己自身である「神ご自身の中で永遠から永遠にわたって、父、子、聖霊なる神であり給うということが、三位一体性教義の内容である」。したがって、われわれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における「創造主、和解主、救済主としてのその啓示の中で、神ご自身の本質および真理と関わらなければならないのであって」、「ただ単に現象や流出、半神や神化された被造物と関わるのではない」。この第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学における「三位一体教義に対して、すべてのそのほかの教義に対してと同じように、それとしての〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、起源的な第一の形態の神の言葉としての〕啓示の事実そのものが先行する」。その「啓示の事実」は、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神としての「神は、〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方において、〕われわれに対して創造主、和解主、救済主として出会い給い、そのようなものとしてわれわれと語り、われわれに対して働きかけ給い、それ故にその三重の仕方でも神であり主で〈あり給う〉ということから成り立っている」。起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体としての「神の業と行為の中での神のその〈存在〉は、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学の〕教義ではない」。したがって、それは、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての体系的な「基本的見方」、「体系を形造って行くのに役立つ自由に処理することのできる原理ではなく」。したがってまた、それは、「すべての教義とすべての見方に対して自由に先行し、

自分をそれらの基礎として置いているところの、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉の出来事である〕。したがってまた、われわれは、その区別を包括した単一性において、「その神の言葉の出来事を念頭に置いて、……主題〔すなわち、「三位一体ノ神ノ外ニ向カッテノ働キハ分ケラレナイという」「三位相互内在」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」に関わる神論、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方に関わる創造論、和解論、救済論という四つの主題、四つのロキ、四つの点〕の区分をなしたのである〕。「しかし、それだからと言って、第三の形態の神の言葉である教会に属する「三位一体論」は、「教義学の組織体系化する支配的な中心であるということにはならない〕。「啓示の体系は、〔その「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕ただイエス・キリストの名だけである〕から、「支配的な中心」は、「四つの主題〔四つのロキ、四つの点〕の系列の外にある〕のであるが、「われわれは、〔その区別を包括した単一性において、〕神論を、〔「単に神の業と行為そのものに付属させつつ語られることができない〕ものとして、〕創造論、和解論、救済論と並ぶ独立した主題とみなすし取り扱う〕」。

そこで、われわれは、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学の中において、どのような＜順序＞で、〔前段で述べた〕四つのロキ〔四つの主題、区別を包括した単一性における、神論、創造論、和解論、救済論〕が取り扱われるべきであるかという問題の前に立っている〕。「ここでも決定的な規則」は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という全体性における「正しい服従としての自由と正しい自由としての服従の領域」において、「一方で〔人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての基本的見方に基づいた体系をうち立てようとする〕要求を持たないものであると同時に、他方で〔「教育的な目的を持つ〕〕でき得る限り意味深いものでなければならない〕という点にある。したがって、ここでは、「何か特に『興味深いこと』が〔例えば、区別を包括した単一性における、神論、創造論、和解論、救済論——この四つのロキ（主題）の内の一つを拡大鏡にかけて全体化すること、その一つを形而上学的に抽象し固定化し絶対化すること、その一つを先端化したりすることが〕尋ね求められたり選ばれてはならないのである〕。その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における神の存在の仕方に関わる「創造論、和解論、救済論の部分のうちの一つの部分に基づいて体系化する危険」は、そ

の「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神に関わる「神論に基づいて体系化する危険よりもっと大きい」。このような訳で、「われわれとしては、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学の古典的な伝統の線に沿って、〈神論〉〔「神は神であるという命題」、キリストにあっての神は神としての神であるという命題、キリストにあっての神は自己自身である神（ご自身の中での神）としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な（「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その3）キリストにあっての〈神の自由〉」を参照されたし）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「神の〈内〉三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」という命題〕でもって始めるよう決断する」。この神論から始める時、「それに続く部分〔創造論、和解論、救済論〕の〔一つを〕絶対化する……危険」を防ぐことができる、その一つを拡大鏡にかけて「全体化する……危険」を防ぐことができる。したがって、「神論」の後、「われわれが今までいつも神の業と行為の三つの側面について、すなわち〈創造〉、〈和解〉、〈救済〉について語って来た自然的な服務規律を堅くとして放さないとするならば」、「それこそ最も疑念のない、最も理解し易い方法」である。「その時、われわれは、ここでも、〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoに連帯し連続する〕古典的な教義学の歩みの跡に続いている」のである。何故ならば、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果は、根本的には……真理が来るということのしるしである」からである。